

正誤表（2024年7月11日更新）

2024年度 賃貸不動産経営管理士 一発合格まとめシートにおきまして、以下の箇所に誤りがございました。
お詫びして訂正させていただきます。

（その他修正箇所）

①法令改正により、水道行政が厚生労働省から国土交通省および環境省へ移管されました。それに伴い水道法も一部改正されましたので、謹んで訂正させていただきます。

| 該当ページ | まとめシート | 該当箇所 | 正 | 誤 | 更新日 |
|-------|--------|-------------------------------|---|---|------------|
| 17 | 一 | 上から7行目 ③入居から退去までの流れ ②契約 | サブリース方式（後述）の場合は、管理業者と入居者の間で 転貸借契約 を締結します | サブリース方式（後述）の場合は、管理業者と入居者の間で 特定賃貸借契約 を締結します | 2024/05/30 |
| 21 | 2 | 5番 | 5.賃貸不動産経営管理士 倫理 憲章 倫理 憲章の遵守事項 | 5.賃貸不動産経営管理士 論理 憲章 論理 憲章の遵守事項 | 2024/7/11 |
| 52 | 一 | 下から5行目 ⑫解約の申し入れ | 管理報酬相当額を 管理業者 に支払うことにより、随時に契約を終了することができます。 | 管理報酬相当額を 乙 に支払うことにより、随時に契約を終了することができます。 | 2024/05/30 |
| 55 | 8 | 3.重要事項説明の内容 | 【表のタイトル】 重要 事項説明 | 【表のタイトル】 事業 事項説明 | 2024/7/11 |

| 該当ページ | まとめシート | 該当箇所 | 正 | 誤 | 更新日 |
|-------|--------|----------------------------------|--|--|------------|
| 63 | — | 下から 6 行目 4誇大広告等の禁止 | 誇大広告等が禁止されている事項は、 ①特定 転貸 事業者が賃貸人に支払うべき家賃の額、 | 誇大広告等が禁止されている事項は、 ①特定 転貸借 事業者が賃貸人に支払うべき家賃の額、 | 2024/05/30 |
| 79 | — | 下から 2 行目 6契約成立時の書面の交付 | 代金等以外に 授受 される金銭の額・目的・授受の時期、 | 代金等以外に 教授 される金銭の額・目的・授受の時期、 | 2024/05/30 |
| 88 | — | 8 行目 鍵交換の時期・費用 | 従前の借主が退去し、新しい 借主 に賃貸するにあたっては、 | 従前の借主が退去し、新しい 貸主 に賃貸するにあたっては、 | 2024/05/30 |
| 121 | — | 第 2 章 確認問題 一問一答 問 8 | 令和 5 年試験問題【問 8】SHEET 3 参照 | 令和 5 年試験問題【問 8】SHEET 6 参照 | 2024/7/11 |
| 137 | — | 2 行目 4賃借権の譲渡と転貸（サブリース）の比較 | 借主が、賃貸借契約に基づく 賃借人 の権利を第三者に移転することを賃借権の譲渡といいます。 | 借主が、賃貸借契約に基づく 賃貸人 の権利を第三者に移転することを賃借権の譲渡といいます。 | 2024/05/30 |
| 144 | 4 | 3.使用貸借契約 ■普通建物賃貸借契約と使用貸借契約の違い | 【表の 1 行目（1 番上）】 使用 貸借 【表の 16 行目（1 番下）】 使用 貸借 終了 | 【表の 1 行目（1 番上）】 使用 賃借 【表の 16 行目（1 番下）】 使用 賃借 終了 | 2024/7/11 |
| 152 | — | 13 行目 2特定賃貸借標準契約 ■目的 | 貸主は、借主が これを専ら住宅として使用することを目的として第三者に転貸することを承諾します。 | 借主は、貸主が これを専ら住宅として使用することを目的として第三者に転貸することを承諾します | 2024/05/30 |

| 該当ページ | まとめシート | 該当箇所 | 正 | 誤 | 更新日 |
|-------|--------|-------------------------|---|---|----------------------|
| 153 | － | 下から 6 行目 ■契約の解除 | (④～⑤はそれにより契約継続が困難と認められるとき) | (④～⑥はそれにより契約継続が困難と認められるとき) | 2024/05/30 |
| 179 | － | 2 行目 | 3 階以上かつ 1000 m ² 以上のものは 特定既存耐震不適格建築物 となります。 | 3 階以上かつ 1000 m ² 以上のものは 特定既存耐震不適合建築物 となります。 | 2024/05/30 |
| 189 | 6 | 5.水道法による検査等 | 検査機関：国土交通大臣および環境大臣の登録を受けた検査機関 | 検査機関：厚生労働大臣の登録を受けた検査機関 | ①2024/4/1 法令改正による |
| 193 | － | 下から 4 行目 5.水道法による検査等 | その管理状況について、1 年に 1 回、国土交通大臣および環境大臣の登録を受けた検査機関による | その管理状況について、1 年に 1 回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による | ①2024/4/1 法令改正による |
| 241 | － | 3 行目 ①相続 | 民法で定められた 法定相続分 を法定相続人が相続することになります。 | 民法で定められた 法相続分 を法定相続人が相続することになります。 | 2024/05/30 |
| 241 | － | 14 行目 ①相続 | さらに、直系卑属、直系 尊属 がない場合は、 | さらに、直系卑属、直系 卑属 がない場合は、 | 2024/05/30 |
| 242 | － | 13 行目 | 基礎控除額は、3000 万円 + (6000 万円 × 3) = 4800 万円となります。 | 基礎控除額は、3000 万円 × (6000 万円 × 3) = 4800 万円となります。 | 2024/05/30 |

以上